



会津若松市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、会津若松市河東町地内の字の区域を別紙のとおり画定するので、同条第2項の規定により告示する
なお、この効力は同法同条第2項の規定による告示の日から生ずる。

平成21年9月28日

会津若松市長 菅 家 一 郎

字の区域の画定調書

新たな字名	同左に包含される区域	
河東町工業 団地	河東町浅山 字中窪	1の1、37の1、37の3から37の6まで
	河東町浅山 字石堀山	16の2、21、40の7及びこれらの区域に 隣接する水路である公有地の全部
	河東町浅山 字北生井山	1から3まで
	河東町浅山 字長坂	1409の2、1414から1419まで、1428、1428 の2、1429
	河東町八田 字北生井	5、42の1、43の1及びこれらの区域に 介在する水路である公有地の全部
	河東町金田 字大久保	146から150まで